

令和4年3月25日
新潟市契約課長

各位

最低制限価格等の調整について

建設工事の最低制限価格は、概ね国土交通省の低入札価格調査基準の水準以上となるよう設定しているところですが、国においては、令和4年度より、低入札価格調査基準を見直すこととしていることから、本市においても、建設工事について、最低制限価格等の設定方法を下記のとおり調整しますのでお知らせします。

記

1 最低制限価格について

- ・引き続き、国の低入札価格調査基準の水準以上となるよう、設定方法を調整します。
- ・設定単位は、現行どおりです。なお、平成26年12月8日付けでお知らせした設定方法については、変更ありません。
- ・対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 低入札調査基準価格等について

- ・低入札調査基準価格及び失格基準価格についても、設定方法を変更し、令和4年4月1日付けで「新潟市低入札価格調査実施要領」を改正します。

3 変更時期

- ・令和4年4月1日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

※新潟市における最低制限価格の設定方法については、非公表です。